

仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】修正案 新旧対照表（抄）

資料 2-5

旧頁	旧	新	備考																
<p>第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P5～6</p>	<p>1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) 地震災害等における避難情報 地震災害等の場合は、次の区分により避難情報が発令されます。</p> <table border="1" data-bbox="329 527 1418 915"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難 (※1)</td> <td>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (※2)</td> <td>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 (中略)</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保 (※3)</td> <td>○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 (中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～※3 (略) ※4 防災重点ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。避難情報の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。 (資料 6-18「防災重点ため池一覧」参照)</p>	情報の種類	発令基準	高齢者等避難 (※1)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合	避難指示 (※2)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 (中略)	緊急安全確保 (※3)	○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 (中略)	<p>1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) 地震災害等における避難情報 地震災害等の場合は、次の区分により避難情報が発令されます。</p> <table border="1" data-bbox="1510 527 2599 915"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難 (※1)</td> <td>○防災重点<u>農業用</u>ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (※2)</td> <td>○防災重点<u>農業用</u>ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 (中略)</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保 (※3)</td> <td>○防災重点<u>農業用</u>ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 (中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～※3 (略) ※4 防災重点<u>農業用</u>ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。避難情報の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。 (資料 6-18「防災重点<u>農業用</u>ため池一覧」参照)</p>	情報の種類	発令基準	高齢者等避難 (※1)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合	避難指示 (※2)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 (中略)	緊急安全確保 (※3)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 (中略)	<p>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に則り、名称を変更</p>
情報の種類	発令基準																		
高齢者等避難 (※1)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合																		
避難指示 (※2)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 (中略)																		
緊急安全確保 (※3)	○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 (中略)																		
情報の種類	発令基準																		
高齢者等避難 (※1)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合																		
避難指示 (※2)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合 (中略)																		
緊急安全確保 (※3)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 (中略)																		
<p>第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P9</p>	<p>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波災害における避難開始の時期 ア 強い揺れを感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れが続いたとき イ 津波警報等や避難指示が、次により伝達されたとき ①～⑦ (略) <u>(追加)</u> ⑧ 町内会長等からの伝達</p>	<p>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波災害における避難開始の時期 ア 強い揺れを感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れが続いたとき イ 津波警報等や避難指示が、次により伝達されたとき ①～⑦ (略) <u>⑧ 津波避難広報ドローンによる伝達</u> <u>⑨ 町内会長等からの伝達</u></p>	<p>情報伝達手段の追加</p>																
<p>第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P18～20</p>	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民(避難者)・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動</p>	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民(避難者)・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動</p>																	

旧頁	旧	新	備考
<p>第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P18～20</p>	<p>ア～キ（略）</p> <p>ク 水の確保（衛生班） （中略）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 災害時給水栓が設置されている避難所については、災害時給水栓による給水所を開設し、区本部に報告（※）</p> <p>④ 非常用飲料水貯水槽など、その他の応急給水については、区本部を通じて水道部に開設を要請</p> <p>⑤ 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用</p> <p>※市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、災害時給水栓が設置されている避難所については、避難所の蛇口から水が確保できる場合でも、災害時給水栓による給水所を開設するものとします。</p>	<p>ア～キ（略）</p> <p>ク 水の確保（衛生班） （中略）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 災害時給水栓が設置されている避難所については、災害時給水栓による給水所を開設し、区本部に報告（※）</p> <p>④ 非常用飲料水貯水槽など、その他の応急給水については、区本部を通じて水道部に開設を要請</p> <p>⑤ 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用</p> <p>※市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、災害時給水栓が設置されている避難所については、避難所の蛇口から水が確保できる場合でも、災害時給水栓による給水所を開設するものとし、<u>避難所運営委員会で協力して給水活動を実施します。</u></p>	<p>給水活動を行う主体についての記載を追記</p>
<p>第1章 第8節 交通・ライフライン等に関わる情報を入手する P23</p>	<p>【参考】市や防災関係機関の取り組み</p> <p>1～3（略）</p> <p>4. ガス施設に関する広報 あらかじめ報道機関に協力要請を行っているマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知します。また、供給停止地区には、広報車を出勤させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努めます。</p>	<p>【参考】市や防災関係機関の取り組み</p> <p>1～3（略）</p> <p>4. ガス施設に関する広報 あらかじめ報道機関に協力要請を行っているマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知します。</p>	<p>マスメディア・ホームページによる広報を基本とする</p>
<p>第1章 第11節 生活の復旧・復興に関する支援を利用する P27</p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 被災住宅の応急修理や土石等の障害物除去 （中略）</p> <p>(1) 被災住宅の応急修理 災害のために被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分の応急的な補修を行います。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 期間 災害発生の日から<u>4か月以内</u></p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 被災住宅の応急修理や土石等の障害物除去 （中略）</p> <p>(1) 被災住宅の応急修理 災害のために被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分の応急的な補修を行います。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 期間 災害発生の日から<u>3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）</u></p>	<p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に整合</p>

旧頁	旧	新	備考												
第2章 第2節 災害対策活動体制 P32	<p>3. 災害警戒本部体制 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① (略)</p> <p>② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</p> <p>③～④ (略)</p> </div> <p style="text-align: right;">(資料 2-4 「仙台市災害警戒本部運営要領」 参照)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒本部の組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警戒本部長：危機管理監 警戒副本部長：危機管理局次長、危機管理局危機管理部長、 危機管理局防災・減災部長、危機管理局参事、総務局総務部長 (以下略)</p> </div>	<p>3. 災害警戒本部体制 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① (略)</p> <p>② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、<u>又は発生が予想される場合で</u>、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</p> <p>③～④ (略)</p> </div> <p style="text-align: right;">(資料 2-4 「仙台市災害警戒本部運営要領」 参照)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒本部の組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警戒本部長：危機管理監 警戒副本部長：危機管理局次長、<u>危機管理局参事</u>、危機管理局危機管理部長、 危機管理局防災・減災部長、総務局総務部長 (以下略)</p> </div>	仙台市災害警戒本部運営要領に整合												
第1部 第2章 第2節 災害対策活動体制 P33～36	<p>4. 災害対策本部体制 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき</p> <p>②～⑥ (略)</p> </div> <p style="text-align: right;">(資料 2-2 「仙台市災害対策本部運営要綱」 参照) (資料 2-3 「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」 参照)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災対本部事務局</p> <p>ア 構成</p> <p>災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(中略)</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務局次長</td> <td style="text-align: center;">危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長 危機管理局参事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </table>	(中略)	(中略)	事務局次長	危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長 危機管理局参事	(以下略)	(以下略)	<p>4. 災害対策本部体制 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき</p> <p>②～⑥ (略)</p> </div> <p style="text-align: right;">(資料 2-2 「仙台市災害対策本部運営要綱」 参照) (資料 2-3 「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」 参照)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災対本部事務局</p> <p>イ 構成</p> <p>災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(中略)</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務局次長</td> <td style="text-align: center;">危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </table>	(中略)	(中略)	事務局次長	危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長	(以下略)	(以下略)	仙台市災害警戒本部運営要領に整合
(中略)	(中略)														
事務局次長	危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長 危機管理局参事														
(以下略)	(以下略)														
(中略)	(中略)														
事務局次長	危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長														
(以下略)	(以下略)														
第2章 第3節 職員の配備・動員計画 P41～43	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 警戒配備等 (中略)</p>	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 警戒配備等 (中略)</p>													

旧頁	旧	新	備考																																										
<p>第2章 第3節 職員の配 備・動員計 画 P41～43</p>	<p style="text-align: center;"><警戒配備等基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制の強化 <small>発令者：危機管理監</small></td> <td>(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(2) 非常配備 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small></td> <td>(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)～(6) (略)</td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>非常2号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small></td> <td>(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)～(4) (略)</td> <td>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>非常3号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small></td> <td>(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2)～(3) (略)</td> <td>全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備体制	情報連絡体制の強化 <small>発令者：危機管理監</small>	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。	(中略)			配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)～(6) (略)	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。	非常2号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)～(4) (略)	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。	非常3号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2)～(3) (略)	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。	<p style="text-align: center;"><警戒配備等基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制の強化 <small>発令者：危機管理監</small></td> <td>(4) 市内で震度4の地震が発生したとき (5) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (6) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(2) 非常配備 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small></td> <td>(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2)～(6) (略)</td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>非常2号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small></td> <td>(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2)～(4) (略)</td> <td>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>非常3号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small></td> <td>(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2)～(3) (略)</td> <td>全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備体制	情報連絡体制の強化 <small>発令者：危機管理監</small>	(4) 市内で震度4の地震が発生したとき (5) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (6) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制。	(中略)			配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2)～(6) (略)	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。	非常2号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2)～(4) (略)	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。	非常3号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2)～(3) (略)	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。	<p>非常配備等に関する要領に整合</p>
配備区分	配備基準	配備体制																																											
情報連絡体制の強化 <small>発令者：危機管理監</small>	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。																																											
(中略)																																													
配備区分	配備基準	配備体制																																											
非常1号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)～(6) (略)	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。																																											
非常2号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)～(4) (略)	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。																																											
非常3号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2)～(3) (略)	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。																																											
配備区分	配備基準	配備体制																																											
情報連絡体制の強化 <small>発令者：危機管理監</small>	(4) 市内で震度4の地震が発生したとき (5) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (6) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制。																																											
(中略)																																													
配備区分	配備基準	配備体制																																											
非常1号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2)～(6) (略)	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。																																											
非常2号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2)～(4) (略)	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。																																											
非常3号配備 <small>発令者：災害対策本部長</small>	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2)～(3) (略)	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。																																											
<p>第2章 第4節 避難計画 P46</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th style="width: 80%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>経 済 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災重点ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 </td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(中略)	(中略)	経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> 防災重点ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 	(以下略)	(以下略)	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th style="width: 80%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>経 済 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災重点農業用ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 防災重点農業用ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 </td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(中略)	(中略)	経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> 防災重点農業用ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 防災重点農業用ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 	(以下略)	(以下略)	<p>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に則り、名称を変更</p>																										
実施機関	担当業務																																												
(中略)	(中略)																																												
経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> 防災重点ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 																																												
(以下略)	(以下略)																																												
実施機関	担当業務																																												
(中略)	(中略)																																												
経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> 防災重点農業用ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 防災重点農業用ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 																																												
(以下略)	(以下略)																																												

旧頁	旧	新	備考																																	
第2章 第4節 避難計画 P47	2. 避難情報の発令〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕 (1) 避難情報の区分及び発令基準 避難情報の発令は、次の区分により実施する。 <table border="1" data-bbox="314 415 1448 772"> <thead> <tr> <th colspan="2">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難(※1)</td> <td>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>避難指示(※2)</td> <td>○防災重点ため池において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合(中略)</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保(※3)</td> <td>○防災重点ため池において、次のような事象が確認された場合(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～※3(略) ※4 防災重点ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池。避難情報の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。 (資料6-18「防災重点ため池一覧」参照)</p>	発令基準		高齢者等避難(※1)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合	避難指示(※2)	○防災重点ため池において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合(中略)	緊急安全確保(※3)	○防災重点ため池において、次のような事象が確認された場合(中略)	2. 避難情報の発令〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕 (1) 避難情報の区分及び発令基準 避難情報の発令は、次の区分により実施する。 <table border="1" data-bbox="1495 415 2629 772"> <thead> <tr> <th colspan="2">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難(※1)</td> <td>○防災重点<u>農業用</u>ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>避難指示(※2)</td> <td>○防災重点<u>農業用</u>ため池において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合(中略)</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保(※3)</td> <td>○防災重点<u>農業用</u>ため池において、次のような事象が確認された場合(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～※3(略) ※4 防災重点<u>農業用</u>ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池。避難情報の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。 (資料6-18「防災重点<u>農業用</u>ため池一覧」参照)</p>	発令基準		高齢者等避難(※1)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合	避難指示(※2)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合(中略)	緊急安全確保(※3)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池において、次のような事象が確認された場合(中略)	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に則り、名称を変更																	
発令基準																																				
高齢者等避難(※1)	○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合																																			
避難指示(※2)	○防災重点ため池において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合(中略)																																			
緊急安全確保(※3)	○防災重点ため池において、次のような事象が確認された場合(中略)																																			
発令基準																																				
高齢者等避難(※1)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合																																			
避難指示(※2)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合(中略)																																			
緊急安全確保(※3)	○防災重点 <u>農業用</u> ため池において、次のような事象が確認された場合(中略)																																			
第2章 第5節 津波災害応急計画 P55～59	2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔災対本部事務局、消防部、仙台管区気象台〕 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報(中略) ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》 <table border="1" data-bbox="296 1306 1430 1911"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ(※)</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ(※)		想定される被害と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離	2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔災対本部事務局、消防部、仙台管区気象台〕 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報(中略) ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》 <table border="1" data-bbox="1478 1306 2611 1852"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ(※)</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ(※)		想定される被害と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	記述の適正化
津波警報等の種類	発表基準			発表される津波の高さ(※)			想定される被害と取るべき行動																													
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																																	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																
		10m (5m<予想高さ≤10m)																																		
		5m (3m<予想高さ≤5m)																																		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離																																
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ(※)		想定される被害と取るべき行動																																
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																																	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																		

旧頁	旧				新				備考	
<p>第2章 第5節 津波災害応 急計画 P56～59</p>				れない。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	記述の適正化
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	記述の適正化
	※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。				※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。					
	<p>イ 津波警報等の留意事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 遠地地震に関する情報</p> <p>国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、遠地地震に関する情報を発表する。この情報には地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)のほか、日本や国外への津波の影響についても記述して概ね30分以内に発表する。</p>				<p>イ 津波警報等の留意事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 強い揺れを伴わないが大きな津波が発生するいわゆる津波地震や、火山の噴火、大規模な地すべり等(海底での地すべり等を含む。)により津波が発生し、津波警報等が発表されることもある。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 遠地地震に関する情報</p> <p>国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、<u>気象庁は遠地地震に関する情報を発表する。この情報には地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)のほか、日本や国外への津波の影響についても記述して概ね30分以内に発表する。国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u></p>				<p>強い地震の揺れを伴わない津波に関する追記</p> <p>記述の適正化</p> <p>海外の大規模噴火について追記</p>	
<p>第2章 第5節 津波災害応 急計画 P62</p>	<p>4. 避難指示の発令等 [災対本部事務局、消防部、区本部]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難指示の伝達・避難広報</p> <p>(中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 報道機関との連携</p> <p>災対本部事務局は、必要に応じ「災害時における放送要請(協力)に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。</p> <p>(資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p> <p>ウ (略)</p>				<p>4. 避難指示の発令等 [災対本部事務局、消防部、区本部]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難指示の伝達・避難広報</p> <p>(中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 報道機関との連携</p> <p>災対本部事務局は、<u>テレビのデータ放送などにより避難指示を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム(Lアラート)を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ「災害時における放送要請(協力)に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。</u></p> <p>(資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p> <p>ウ (略)</p>				<p>Lアラート連携の開始に伴い文言を追加</p>	

旧頁	旧	新	備考																																				
第2章 第5節 津波災害応 急計画 P62	<p>エ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (ツイッター)、せんだい避難情報電話サービス及び市ホームページ</p> <p>災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (ツイッター)」「せんだい避難情報電話サービス」により避難指示の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p>	<p>エ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話サービス及び市ホームページ</p> <p>災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (旧 Twitter)、LINE)」 「せんだい避難情報電話サービス」により避難指示の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p>	<p>名称の変更及び 仙台市公式 LINE を追記(※地震・ 津波災害対策編 における本表記 は、全て同様に 修正)</p>																																				
第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P65～69	<p>1. 災害情報の収集・伝達 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災対本部が行う情報収集</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災関係機関からの情報収集 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="320 949 1418 1411"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災対本部 事務局</td> <td>地震・津波の情報、津波警報等</td> <td>仙台管区気象台</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況</td> <td>東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の被害と復旧状況等</td> <td>JR東日本(株) 仙台支社</td> </tr> <tr> <td>県下の被害情報</td> <td>宮城県防災推進課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 情報連絡体制 (中略)</p>	収集担当	収集する情報	収集先	災対本部 事務局	地震・津波の情報、津波警報等	仙台管区気象台	ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株) 仙台支社	県下の被害情報	宮城県防災推進課	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング			(中略)			<p>1. 災害情報の収集・伝達 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災対本部が行う情報収集</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災関係機関からの情報収集 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1498 949 2597 1411"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災対本部 事務局</td> <td>地震・津波の情報、津波警報等</td> <td>仙台管区気象台</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況</td> <td>東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の被害と復旧状況等</td> <td>JR東日本(株) 東北本部</td> </tr> <tr> <td>県下の被害情報</td> <td>宮城県防災推進課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 情報連絡体制 (中略)</p>	収集担当	収集する情報	収集先	災対本部 事務局	地震・津波の情報、津波警報等	仙台管区気象台	ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株) 東北本部	県下の被害情報	宮城県防災推進課	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング			(中略)			<p>組織改編のため</p>
収集担当	収集する情報	収集先																																					
災対本部 事務局	地震・津波の情報、津波警報等	仙台管区気象台																																					
	ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社																																					
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株) 仙台支社																																					
	県下の被害情報	宮城県防災推進課																																					
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング																																						
(中略)																																							
収集担当	収集する情報	収集先																																					
災対本部 事務局	地震・津波の情報、津波警報等	仙台管区気象台																																					
	ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社																																					
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株) 東北本部																																					
	県下の被害情報	宮城県防災推進課																																					
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング																																						
(中略)																																							

旧頁	旧	新	備考
第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P69	<p>※ ヘリコプターテレビ電送システム：「ヘリテレ」</p>	<p>※ ヘリコプターテレビ電送システム：「ヘリテレ」</p>	組織改編のため

旧頁	旧	新	備考
<p>第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P70</p>	<p>2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報伝達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市民への周知</p> <p>北海道・三陸沖後発地震注意情報を入手した場合、災対本部事務局は杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (ツイッター)、市ホームページ等により市民へ伝達する。報道機関の協力により周知が多重化されることに留意し、より確実な情報伝達を行う。</p> <p>なお、先発地震による本市へ影響が大きい場合は、避難活動や応急対策活動に関わる情報伝達を優先することがある。</p>	<p>2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報伝達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市民への周知</p> <p>北海道・三陸沖後発地震注意情報を入手した場合、災対本部事務局は杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (<u>X (旧 Twitter)、LINE</u>)、市ホームページ等により市民へ伝達する。報道機関の協力により周知が多重化されることに留意し、より確実な情報伝達を行う。</p> <p>なお、先発地震による本市への影響が大きい場合は、避難活動や応急対策活動に関わる情報伝達を優先することがある。</p>	<p>名称の変更及び 仙台市公式 LINE を追記</p>
<p>第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P71</p>	<p>3. 通信手段の確保</p> <p>(中略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 無線通信網の利用</p> <p>有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。</p> <p>ア 防災行政用無線等</p> <p>① 仙台市防災行政用無線 (デジタル移動通信系及びIP系)</p> <p>災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信</p>	<p>3. 通信手段の確保</p> <p>(中略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 無線通信網の利用</p> <p>有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。</p> <p>ア 防災行政用無線等</p> <p>① 仙台市防災行政用無線 (IP系)</p> <p>災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信</p>	<p>デジタル移動通 信系の運用終了 に伴う記載の削 除</p>
<p>第2章 第15節 緊急輸送計 画 P118</p>	<p>3. 道路交通の確保 [市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施</p> <p>(中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 宮城県道路防災情報連絡協議会指定緊急輸送道路</p> <p>(中略)</p> <p>第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路</p> <p>※第2次防災拠点：地方公共団体（第1次以外）、警察、消防、指定地方行政機関、自衛隊、港湾（第1次以外）、地方公共機関、病院（災害拠点病院）、広域避難場所、物資拠点（ヘリポート、駅、郵便局、道の駅、集積所）</p> <p>第3次緊急輸送道路 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路</p> <p>※第3次防災拠点：保健所、病院（第2次緊急医療施設）、物資拠点（駅（第2次以外））、地域物資・活動拠点</p> <p>(中略)</p>	<p>3. 道路交通の確保 [市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施</p> <p>(中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 宮城県道路防災情報連絡協議会指定緊急輸送道路</p> <p>(中略)</p> <p>第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路</p> <p>※第2次防災拠点：地方公共団体（第1次以外）、警察、消防、指定地方行政機関、自衛隊、港湾（第1次以外）、<u>指定</u>公共機関、病院（災害拠点病院）、広域避難場所、物資拠点（ヘリポート、駅、郵便局、道の駅、集積所）</p> <p>第3次緊急輸送道路 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路</p> <p>※第3次防災拠点：保健所、病院（第2次救急医療施設）、物資拠点（駅（第2次以外））、地域物資・活動拠点、<u>指定公共機関（第2次以外）</u></p> <p>(中略)</p>	<p>宮城県道路防災 情報連絡協議会 で定める緊急輸 送道路及び防災 拠点の定義に整 合</p>

旧頁	旧	新	備考												
第2章 第15節 緊急輸送計画 P118	(4) 緊急交通路の指定 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合、災害対策基本法の定めるところにより公安委員会が指定した「緊急交通路」において、緊急通行車両、規制除外車両のうち自衛隊車両等及び事前届出確認済車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、必要な交通規制を実施し、交通秩序の維持に当たる。	(4) 緊急交通路の指定 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合、災害対策基本法の定めるところにより公安委員会が指定した「緊急交通路」において、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、必要な交通規制を実施し、交通秩序の維持に当たる。	記述の適正化												
第2章 第15節 緊急輸送計画 P119	4. 輸送車両等の確保 〔財政部、経済部、会計部、消防部、交通部〕 (中略) (7) 緊急通行車両の確認 災害対策基本法に基づき、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両通行の禁止又は制限がなされた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受ける。 ア あらかじめ事前届出済証の交付を受けている車両については、所管する各部及び区本部が警察署・緊急交通路の交通検問所等において交付を受ける。 イ 事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部及び各区本部で緊急通行車両確認証明書、自動車検査証及び輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（指定行政機関等の上申書等）により管轄の警察署等に申請し、交付を受ける。なお、申請に当たっては、「大規模災害に伴う交通規制実施要領」に定める別記様式第1号を2枚作成し、管轄の警察署等に申請するものとする。 ウ 財政部が調達した車両については、財政部で緊急通行車両確認証明書により、上記イと同様に管轄の警察署等に申請し、交付を受ける。 （資料8-3「大規模災害に伴う交通規制実施要領」参照）	4. 輸送車両等の確保 〔<u>関係各部、区本部</u>〕 (中略) (7) 緊急通行車両の確認 <u>手続</u> 災害対策基本法に基づき、 <u>公安委員会による緊急交通路が指定された場合</u> 、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両通行の禁止又は制限が <u>行われる</u> 。車両を所管又は調達する各部及び区本部は、緊急通行車両確認証明書及び確認標章の <u>交付を事前に受けた車両以外で緊急交通路を通行させる必要がある場合、速やかに緊急通行車両の確認手続を行う。</u> <u>（第23節「災害警備活動・交通規制計画」参照）</u>	災害対策基本法施行令の改正に伴う手続の見直し												
第2章 第16節 廃棄物処理計画 P127	3. 災害廃棄物等の処理 〔<u>環境部</u>〕 (中略) (5) アスベスト含有有害廃棄物の処理 アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省 水・大気環境局大気環境課）に従い適正に処理を進める。	3. 災害廃棄物等の処理 〔<u>環境部</u>〕 (中略) (5) アスベスト含有有害廃棄物の処理 アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（令和5年4月 環境省 水・大気環境局大気環境課）に従い適正に処理を進める。	マニュアルの時点更新												
第2章 第17節 二次災害の防止 P131	4. 被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定（被害が甚大である場合）〔 <u>都市整備部</u> 〕 (1) (略) (2) 被災宅地の危険度判定 (中略) <table border="1" data-bbox="379 1654 1430 1906"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>結果の活用</td> <td> ①特に緊急を要する応急措置等 ・避難指示、若しくは警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(中略)	(中略)	結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難指示、若しくは警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案	4. 被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定（被害が甚大である場合）〔 <u>都市整備部</u> 〕 (1) (略) (2) 被災宅地の危険度判定 (中略) <table border="1" data-bbox="1567 1654 2617 1906"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>結果の活用</td> <td> ①特に緊急を要する応急措置等 ・避難指示、若しくは警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(中略)	(中略)	結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難指示、若しくは警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案	宅地造成及び特定盛土等規制法の改正のため
項目	内容														
(中略)	(中略)														
結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難指示、若しくは警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案														
項目	内容														
(中略)	(中略)														
結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難指示、若しくは警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案														

旧頁	旧	新	備考																								
第2章 第17節 二次災害の 防止 P132～134	6. 公共土木施設等の点検及び応急措置〔経済部、都市整備部、建設部〕 (1)～(4) (略) (5) 農業用施設 農業用ダム及びため池については「地震後の農業用ため池緊急点検要領」に基づき迅速な点検及び必要な措置を行う。	6. 公共土木施設等の点検及び応急措置〔経済部、都市整備部、建設部〕 (1)～(4) (略) (5) 農業用施設 農業用ダム及び 防災重点農業用 ため池については「地震後の農業用ため池緊急点検要領」に基づき迅速な点検及び必要な措置を行う。	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に則り、名称を変更																								
第2章 第20節 災害救助法 適用計画 P143	3. 救助の種類 <table border="1" data-bbox="332 548 1421 684"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>1か月以内</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者	(中略)			災害にかかった住宅の応急修理	1 か月以内	市長	(以下略)			3. 救助の種類 <table border="1" data-bbox="1513 548 2602 783"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>3か月以内 <u>(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)</u></td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者	(中略)			災害にかかった住宅の応急修理	3か月以内 <u>(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)</u>	市長	(以下略)			災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に整合
救助の種類	実施期間	実施者																									
(中略)																											
災害にかかった住宅の応急修理	1 か月以内	市長																									
(以下略)																											
救助の種類	実施期間	実施者																									
(中略)																											
災害にかかった住宅の応急修理	3か月以内 <u>(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)</u>	市長																									
(以下略)																											
第2章 第23節 災害警備活動・交通規制計画 P161～163	2. 交通規制及び交通秩序の維持 (中略) (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続は、次の要領で行う。 ア 確認場所 警察本部 (交通規制課) 、高速道路交通警察隊、 警察署のほか、緊急交通路の指定に伴う交通検問所等において実施する。 イ 申出事項 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。 ① 番号標に表示されている番号 ② 車両の用途 (輸送人員又は品名) ③ 使用者の住所、氏名 ④ 通行日時 ⑤ 通行経路 (出発地、目的地) ⑥ その他参考事項 (事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出) (追加)	2. 交通規制及び交通秩序の維持 (中略) (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続は、次の要領で行う。 ア 確認場所 警察本部、高速道路交通警察隊 <u>又は</u> 警察署 イ 申出事項 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。 ① 番号標に <u>標</u> 示されている番号 ② 車両の用途 ③ <u>活動地域</u> ④ <u>車両の使用者の住所及び氏名</u> ⑤ <u>緊急連絡先</u> ウ 必要書類 ① <u>緊急通行車両確認申出書</u> ② <u>添付書類</u> a. <u>車検証の写し</u> b. <u>防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類</u> c. <u>指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類 (災害発生時の手続きでは不要)</u>	災害対策基本法施行令の改正による																								

旧頁	旧	新	備考																												
第2章 第23節 災害警備活動・交通規制計画 P161～163	<p>ウ 標章等の交付</p> <p>警察署長（交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む）が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。</p>	<p>エ 標章等の交付</p> <p>警察署長（交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む）が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。</p>																													
第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画 P171	<p>3. 応急給水計画〔水道部〕</p> <p>(1) 応急給水方法 (中略)</p> <p>ア 拠点給水：非常用飲料水貯水槽・応急給水栓・災害時給水栓による給水 (資料 9-15「災害時給水施設」参照)</p> <p>イ 運搬給水：給水車・容器による給水</p> <p>ウ 臨時給水：臨時給水栓・仮設水槽による給水</p>	<p>3. 応急給水計画〔水道部〕</p> <p>(1) 応急給水方法 (中略)</p> <p>ア 拠点給水：災害時給水栓・非常用飲料水貯水槽・仮設水槽による給水 (資料 9-15「災害時給水施設」参照)</p> <p>イ 運搬給水：給水車・アルミタンク等による給水</p> <p>ウ 臨時給水：臨時給水栓・消火栓による給水</p>	記述の適正化																												
第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画 P174	<p>8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 井戸水の活用 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和4年9月30日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>132</td> <td>46</td> <td>50</td> <td>38</td> <td>30</td> <td>296</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	132	46	50	38	30	296	<p>8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 井戸水の活用 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和5年9月30日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>127</td> <td>46</td> <td>50</td> <td>36</td> <td>30</td> <td>289</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	127	46	50	36	30	289	時点更新
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	132	46	50	38	30	296																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	127	46	50	36	30	289																									
第2章 第29節 ガス施設災害応急計画 P178	<p>3. 緊急措置（供給停止基準）</p> <p>基準地震計の SI 値が緊急停止判断基準値以上を記録した場合若しくは製造所及び供給所のホルダーの送出量又は整圧器等の圧力の大幅な変動により供給継続が困難な場合は、二次災害を防止するため、単位ブロックで即時にガス供給を停止する。 (以下略)</p>	<p>3. 緊急措置（供給停止基準）</p> <p>基準地震計の SI 値が緊急停止判断基準値以上を記録した場合若しくは製造所及び供給所のガ<u>ス</u>ホルダーの送出量又は整圧器等の圧力の大幅な変動により供給継続が困難な場合は、二次災害を防止するため、単位ブロックで即時にガス供給を停止する。 (以下略)</p>	記述の適正化																												
第2章 第29節 ガス施設災害応急計画 P178	<p>4. 広報活動</p> <p>あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知する。</p> <p>また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。</p>	<p>4. 広報活動</p> <p>あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知する。</p>	<p>マスメディア・ホームページによる広報を基本とする</p>																												

旧頁	旧	新	備考
第2章 第32節 JR 鉄道施設災害応急計画 P184	<p style="text-align: center;">第 32 節 JR 鉄道施設災害応急計画</p> <p style="text-align: center;">〔東日本旅客鉄道株式会社仙台支社〕</p> <p>被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、次の要領により災害復旧に全力を挙げる。</p>	<p style="text-align: center;">第 32 節 JR 鉄道施設災害応急計画</p> <p style="text-align: center;">〔東日本旅客鉄道株式会社東北本部〕</p> <p>被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、次の要領により災害復旧に全力を挙げる。</p>	組織改編のため
第2章 第32節 JR 鉄道施設災害応急計画 P185	<p>7. 対策本部の設置</p> <p>災害発生時又は発生が予想されるときは、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。</p> <p>(1) 仙台支社対策本部</p> <p>ア 支社対策本部長は仙台支社長とし、対策本部の業務を統括する。</p> <p>イ 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。</p> <p>(2) 現地対策本部</p> <p>ア 支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。</p> <p>イ 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。</p>	<p>7. 対策本部の設置</p> <p>災害発生時又は発生が予想されるときは、その状況に応じて東北本部内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。</p> <p>(1) 東北本部対策本部</p> <p>ア 対策本部長は東北本部長とし、対策本部の業務を統括する。</p> <p>イ 東北本部長が不在の場合は、先着した部長又はユニットリーダーが対策本部長の職務を代行する。</p> <p>(2) 現地対策本部</p> <p>ア 対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。</p> <p>イ 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。</p>	組織改編のため
第2章 第32節 JR 鉄道施設災害応急計画 P185	<p>8. 気象異常時の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送指令</p> <p>輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。)</p>	<p>8. 気象異常時の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送指令</p> <p>輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、東北本部運転規制等取扱いによる。)</p>	組織改編のため
第2章 第33節 住宅応急対策計画 P193	<p>7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去〔財政部、健康福祉部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災住宅の応急修理</p> <p>災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態であって、応急的に修理すれば居住可能な場合に、必要最低限の修理を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 期 間</p> <p>災害発生の日から 1か月以内</p>	<p>7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去〔財政部、健康福祉部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災住宅の応急修理</p> <p>災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態であって、応急的に修理すれば居住可能な場合に、必要最低限の修理を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 期 間</p> <p>災害発生の日から 3か月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)</p>	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に整合

旧頁	旧	新	備考																
第2章 第34節 農林水産業 対策計画 P196	<p style="text-align: center;">第34節 農林水産業対策計画</p> <p style="text-align: center;">〔経済部〕</p> <p>(中略)</p> <p>災害により、農林水産物及び農林水産業の施設等への被害が発生した場合は、「<u>仙台市農林業関係被害報告要領（平成元年4月経済局長決裁）</u>」に基づき、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害が発生した農作物等及び農林業施設等に対し、被害を最小限に食い止めるための確な対応を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第34節 農林水産業対策計画</p> <p style="text-align: center;">〔経済部〕</p> <p>(中略)</p> <p>災害により、農林水産物及び農林水産業の施設等への被害が発生した場合は、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害が発生した農作物等及び農林業施設等に対し、被害を最小限に食い止めるための確な対応を行うものとする。</p>	要領廃止のため																
第2章 第34節 農林水産業 対策計画 P196	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">実施機関</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農政企画班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策及び被害防止広報の総括に関する事 ・ 所管施設の被害の把握、被害情報収集に関する事 ・ 県及び部庶務班への被害報告に関する事 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業振興班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・ 農作物災害対策専門部会の開催に関する事 ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農林土木班</td> <td> (整備係・管理係) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 (林務係) ・ 林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・ 林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	農政企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策及び被害防止広報の総括に関する事 ・ 所管施設の被害の把握、被害情報収集に関する事 ・ 県及び部庶務班への被害報告に関する事 	農業振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・ 農作物災害対策専門部会の開催に関する事 ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 	農林土木班	(整備係・管理係) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 (林務係) ・ 林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・ 林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">実施機関</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農林企画班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策及び被害防止広報の総括に関する事 ・ 所管施設の被害の把握、被害情報収集に関する事 ・ 県及び部庶務班への被害報告に関する事 (森林管理係) ・ 林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集に関する事 ・ 林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業振興班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る被害の把握、被害情報収集、農林企画班への被害報告に関する事 ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業土木班</td> <td> (整備係・管理係) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農林企画班への被害報告に関する事 ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	農林企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策及び被害防止広報の総括に関する事 ・ 所管施設の被害の把握、被害情報収集に関する事 ・ 県及び部庶務班への被害報告に関する事 (森林管理係) ・ 林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集に関する事 ・ 林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 	農業振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る被害の把握、被害情報収集、農林企画班への被害報告に関する事 ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 	農業土木班	(整備係・管理係) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農林企画班への被害報告に関する事 ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 	組織改正のため
実施機関	担当業務																		
農政企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策及び被害防止広報の総括に関する事 ・ 所管施設の被害の把握、被害情報収集に関する事 ・ 県及び部庶務班への被害報告に関する事 																		
農業振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・ 農作物災害対策専門部会の開催に関する事 ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 																		
農林土木班	(整備係・管理係) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 (林務係) ・ 林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・ 林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 																		
実施機関	担当業務																		
農林企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策及び被害防止広報の総括に関する事 ・ 所管施設の被害の把握、被害情報収集に関する事 ・ 県及び部庶務班への被害報告に関する事 (森林管理係) ・ 林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集に関する事 ・ 林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 																		
農業振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る被害の把握、被害情報収集、農林企画班への被害報告に関する事 ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 																		
農業土木班	(整備係・管理係) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農林企画班への被害報告に関する事 ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関する事 ・ 被害防止広報に関する事 																		

旧頁	旧	新	備考
<p>第2章 第34節 農林水産業 対策計画 P197</p>	<p>2. 農業対策 (中略)</p> <p>特にため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。</p> <p>(1) 農作物災害対策本部の設置 「仙台市農政推進協議会*要綱(昭和55年4月市長決裁)」第5条に基づき、農作物等、農業用施設等に係る災害が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、農作物災害対策本部を設置し、災害への対策を講じる。</p> <p>*農政に関する諸問題を協議し、市域の農業の安定的拡大を図るため設置している市の協議会。</p> <p>(2) 農作物災害対策専門部会の開催 「仙台市農政推進協議会専門部会要領(昭和55年4月経済局長決裁)」に基づき、仙台市農政推進協議会(以下「協議会」という。)の下部組織として、農作物災害対策専門部会を設置しており、協議会からの付託を受け、被害状況の把握のための調査及び情報の収集、被害防止対策の啓蒙宣伝活動、技術対策の検討など、実際の事務手順や処理方法等について、具体的な事項を検討する。</p> <p>なお、専門部会での検討は基本的対応とし、重要事項は協議会を開催し、検討する。</p> <p>(3) 農業用施設 地震時において、農道、農業用排水路施設の被害状況の把握を適宜行うほか、防災重点ため池施設について、被害状況を点検し関係機関に報告する。(愛子ため池(月山池)は震度4以上、その他は震度5弱以上で宮城県河川課に被害状況を報告。)</p> <p>(資料6-18「防災重点ため池一覧」参照)</p> <p>(4)~(5) (略)</p>	<p>2. 農業対策 (中略)</p> <p>特に防災重点農業用ため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 農業用施設 地震時において、農道、農業用排水路施設の被害状況の把握を適宜行うほか、防災重点農業用ため池施設について、被害状況を点検し関係機関に報告する。(愛子ため池(月山池)は震度4以上、その他は震度5弱以上で宮城県河川課に被害状況を報告。)</p> <p>(資料6-18「防災重点農業用ため池一覧」参照)</p> <p><u>(2)~(3)</u> (略)</p>	<p>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に則り、名称を変更</p> <p>要領廃止のため</p>
<p>第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画 P202</p>	<p>3. 生活復興支援資金の貸付〔仙台市社会福祉協議会〕 <u>(追加)</u></p> <p>東日本大震災により被災し、罹災証明、罹災届出証明書の発行を受けている低所得世帯(被災したことにより、低所得世帯となった場合も含む。)に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。</p>	<p>3. 生活福祉資金の貸付〔仙台市社会福祉協議会〕</p> <p><u>(1) 災害臨時費の貸付</u> 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が災害を受けたことにより、臨時に必要な経費の貸付を行う。 ア 対象：仙台市内に居住しており、他の受給制度や貸付制度を受けることが困難な世帯 イ 利率：年1.5% *連帯保証人を立てる場合は無利子 ウ 貸付限度額：150万円以内 エ 据置期間：6ヶ月以内 オ 償還期間：7年以内</p> <p><u>(2) 生活復興支援資金の貸付</u> 東日本大震災により被災し、罹災証明、罹災届出証明書の発行を受けている低所得世帯(被災したことにより、低所得世帯となった場合も含む。)に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。</p>	<p>災害臨時費の掲載追加</p>

旧頁	旧		新		備考																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時生活支援費 (当面の生活費)</td> <td>月 20 万以内 (単身世帯 15 万以内) ×6 か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要</td> </tr> <tr> <td>生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)</td> <td>80 万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要</td> </tr> <tr> <td>住宅補修費</td> <td>250 万以内 ※罹災証明書等が必要</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	一時生活支援費 (当面の生活費)	月 20 万以内 (単身世帯 15 万以内) ×6 か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要	生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)	80 万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要	住宅補修費	250 万以内 ※罹災証明書等が必要		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時生活支援費 (当面の生活費)</td> <td>月 20 万以内 (単身世帯 15 万以内) ×6 か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要</td> </tr> <tr> <td>生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)</td> <td>80 万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要</td> </tr> <tr> <td>住宅補修費</td> <td>250 万以内 ※罹災証明書等が必要</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	一時生活支援費 (当面の生活費)	月 20 万以内 (単身世帯 15 万以内) ×6 か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要	生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)	80 万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要	住宅補修費	250 万以内 ※罹災証明書等が必要		記述の適正化
種 類	内 容																				
一時生活支援費 (当面の生活費)	月 20 万以内 (単身世帯 15 万以内) ×6 か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要																				
生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)	80 万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要																				
住宅補修費	250 万以内 ※罹災証明書等が必要																				
種 類	内 容																				
一時生活支援費 (当面の生活費)	月 20 万以内 (単身世帯 15 万以内) ×6 か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※罹災証明書等が必要																				
生活再建費 (住居の移転費、 家具などの購入費)	80 万以内 ※罹災証明書、罹災届出証明書等が必要																				
住宅補修費	250 万以内 ※罹災証明書等が必要																				
<p>第 2 章 第 35 節 民生安定の ための緊急 措置に関す る計画 P203</p>	<p>4. 社会福祉資金の貸付〔仙台市社会福祉協議会〕 低所得世帯へ災害等、不時の出費に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙 台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申込みは、社 会福祉協議会各区・支部事務所に行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 子</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉資金</td> <td>15 万円以内</td> <td>無利子</td> <td>30 か月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 対象 市内に 6 か月以上居住しており、資金の融資を他から受けることが困難な世帯</p> <p>(2) 保証人 1 名要 (市内在住で、独立生計を営んでいる方)</p>		名 称	貸付限度額	利 子	償還期間	社会福祉資金	15 万円以内	無利子	30 か月以内	<p>(削除)</p>		社会福祉資金の 事業廃止に伴う 掲載削除								
名 称	貸付限度額	利 子	償還期間																		
社会福祉資金	15 万円以内	無利子	30 か月以内																		
<p>第 2 章 第 35 節 民生安定の ための緊急 措置に関す る計画 P203</p>	<p>6. 災害見舞金の支給〔健康福祉部、区本部〕 (中略)</p> <p>(1) 支給対象 市内に住所を有する者の世帯で災害により、住家に全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、 中規模半壊、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者。ただし、被災者生 活再建支援金か、災害救助法に基づく住宅の応急修理を受けたものは除く。</p>		<p>6. 災害見舞金の支給〔健康福祉部、区本部〕 (中略)</p> <p>(1) 支給対象 市内に住所を有する者の世帯で災害により、住家に全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、 中規模半壊、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者。ただし、被災者生 活再建支援金又は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与若しくは住宅の応急修理を受け たものは除く。</p>		仙台市災害見舞 金支給要綱に整 合																

旧頁	旧	新	備考
第2章 第35節 民生安定の ための緊急 措置に関す る計画 P208	18. 中小企業に対する復旧・復興支援〔経済部〕 (1) 中小企業災害関連融資 (中略) ア 概要 (表省略) (注) 融資利率は、平成29年4月1日現在の数字であり、今後の金融情勢により変わる場合がある。	18. 中小企業に対する復旧・復興支援〔経済部〕 (1) 中小企業災害関連融資 (中略) ア 概要 (表省略) (注) 融資利率は、令和5年4月1日現在の数字であり、今後の金融情勢により変わる場合がある。	時点更新